

音楽ボランティア「アンサンブル荒川」 会則

2024年12月1日改正

(2017年4月1日制定)

第1章 総則

第1条 (名称)

本団体の名称は、音楽ボランティア「アンサンブル荒川」(以下「本団体」)とする。

第1条の2 (所在地)

本団体を次の所在地に置く。

荒川区町屋7-5-16-808

第1条の3 (設立年月日)

本団体の設立年月日は2003年1月1日とする。

第2条 (目的)

本団体は、公共施設、福祉施設及び学校等へのボランティア演奏を主たる活動とし、その演奏活動によって、音楽文化の普及に寄与することを目的とする。

第2章 団員及び会費

第3条 (団員)

1、正団員は、本団体の目的・趣旨に賛同し、第4条に定める会費を納め、本団体の運営や活動に主体的に参加する者とする。

2、賛助は、本団体の目的・趣旨に賛同し、演奏活動及び運営等の補助をするものとする。

第4条 (会費)

1、会費については次に定める額を上限として細則にて定め、正団員から徴収する。

(1) 前期分(4月1日から9月30日まで)の上限額 6,000円

(2) 後期分(10月1日から3月31日まで)の上限額 6,000円

2、会費の徴収時期は、原則として各期の開始前とする。

ただし別に定めを置くときはこの限りでない。

第3章 運営組織

第5条 (役員)

役員は正団員から以下の通り選出される。なお、団長及び会計は細則に記名する。

(1) 団長 1名。団長は、本団体の代表として、全体を統括する。必要に応じて副団長を若干名おく。

- (2) 事務局長 1名。事務局を統括する。事務局は、外部との交渉の窓口として、連絡・折衝にあたる。必要に応じて、補佐数名、事務局員若干名をおく。
- (3) 運営委員長 1名。運営委員を統括する。運営委員は練習場や備品、楽譜等、本団体の練習活動、演奏活動の運営にあたる。必要に応じて、副委員長数名、運営委員若干名をおく。
- (4) 会計 1名。本団体の経理にあたる。必要に応じて、補佐数名をおく。
- (5) 指揮者 数名。
- (6) コンサートマスター 数名。
- (7) セクションリーダー 数名。
- (8) パートリーダー 数名

第6条 (任期と選出)

- 1、役員の任期は2年とし、再選はこれを妨げない。
- 2、役員の選出は、代表委員会によって原案を作成。総会に於いて決定する。

第4章 会議

第7条 (委員会)

- 1、代表委員会。 上記役員によって構成され、重要事項は代表委員会の合議によって決定される。
- 2、企画委員会。 団長、事務局長、運営委員長を中心として、企画原案を作成。代表委員会の承認を以て決定とする。
- 3、選曲委員会。 指揮者、コンサートマスター、セクションリーダーを中心として、企画原案を作成。代表委員会の承認を以て決定とする。

第8条 (総会)

- 1、定期総会は、原則2年毎に開催するものとする。
- 2、団長は、必要に応じて、臨時総会を招集することができる。
- 3、総会は、原則として、委任状を含む過半数の出席を以て成立し、出席者の過半数の賛成を以て決定とする。

第8条の2 (委員会・総会の開催方法)

第7条に定める委員会及び第8条に定める総会の開催について、
対面による開催が難しい場合はオンライン又は書面による開催に代えることができる。

第5章 入退団

第9条（入退団）

- 1、入団は、希望する者について代表委員会で承認する。
- 2、退団は、原則として、団員本人の希望による。
- 3、次に掲げるものは、団員本人の意思に関わらず、代表委員会の決定を以て退団とすることができる。
 - (1) 会費の滞納が2か月以上となるもの。
 - (2) 練習の無断欠席が2か月以上となるもの。
 - (3) その他、反社会的行為、本団体に対する迷惑行為など、本団体の団員として不適格と判断された場合。

第6章 その他

第10条（トレーナー等）

代表委員会の承認を以て、トレーナー等を要請することができる。

第11条（会計監査）

会計監査は役員以外から2名以上を置くものとする。

第12条（決算）

決算報告は、総会に於いて承認されるものとする。

第13条（委任）

この会則に定めることのほか、必要な事項については細則にて定めることができる。

附 則（2017年4月1日制定）

この会則は2017年4月1日より適用する。

附 則（2018年2月4日改正）

この会則は2018年2月4日より適用する。ただし、第4条の会費に係る規定については2018年4月1日より適用する。

附 則（2023年4月1日改正）

この会則は2023年4月1日より適用する。

附 則（2024年12月1日改正）

この会則は2024年12月1日より適用する。

会則以上
(細則に続く)

音楽ボランティア「アンサンブル荒川」 細則

2018 年 2 月 4 日制定

本細則は、アンサンブル荒川 会則（以下「会則」という。）の第4条、第5条及び第13条の規定に基づき、必要な事項を定めるものである。

1 (会費)

(1) 会則第4条に定める会費については、次の通りとし原則各期の開始前に正団員から徴収する。

①前期分（4月1日から9月30日まで） 6,000円

②後期分（10月1日から3月31日まで） 6,000円

1-2 (会費徴収に関する特例)

ただし、2023年4月1日より当面の間、次のとおり金額を徴収する。

前期 3,000円

後期 3,000円

通年 6,000円

(2) 前項にかかわらず、次の正団員については会費の徴収を免除することができる。

①18歳未満の正団員（高等学校就学中の正団員は卒業時まで）

②各期の途中から入団した正団員

③その他、特別な事情があるものと代表委員会で承認された正団員

(3) 一度徴収した会費については、原則返金しない。各期の途中で退団した正団員についても同様とする。ただし、特別な事情があるものと代表委員会で承認された正団員はこのかぎりではない。

(4) 前3項に定めるもののほか、演奏会の開催に必要な経費を正団員から演奏会費として別に徴収することができる。

2 (団長及び会計)

会則第5条に定める団長及び会計については次の者とする。

(1) 団長 吉田 正広

(2) 会計 高原 由紀

3 (改正)

会則及び細則の改正は代表委員会において、役員の総意により行う。

附 則（2024年12月1日改正）

この細則は2024年12月1日より適用する。

細則以上